

わが国の近代的学校制度は、1872（明治5）年の「学制」から始まることはよく知られている。しかし、「学制」の条文よりも「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と述べる「学事奨励に関する被仰出書」の一文の方がよく知られている。「学制」の序文とされる「被仰出書」では、全国に近代的な学校を広め男女職業の別を問わず、全国民が学ぶべきということが述べられている。元来、学問というものは武士以上の者がするものと考えられてきたため「被仰出書」の述べる内容は画期的なものであった。こうした明治維新政府の意向を受けて、一年後の6月に師範学校編集・文部省正定（以下、「師範編」という）の『小学生徒心得』が発行された。

近世の庶民教育機関としての寺子屋は、明治維新という社会の大変革に伴い小学校に変更となったように一般的に理解されている。しかし、両者は学齢期の児童を対象にするという点では共通するものの全く別個のものである。寺子屋では商人の子どもであれば「商売往来」、農民の子どもならば『百姓往来』などを使用し、師匠が子どもに合わせて学習内容を決め、現在で言う完全個別学習の形態で自学自習を原則としていた。また、寺子屋や師匠を学ぶ側が選ぶことができ、入退学の時期も登校時間も家庭の都合にあわせてよかったのである。そして、子どもが寺子屋に入れば天神机と呼ぶ学習机を教場の好きな場所に置き、師匠から指示された手習いを終日行っていた。

このような学ぶ側の事情に合わせていた教育環境が「学制」実施に伴い、級別編成による一斉指導の形態となって多数の子どもに多くの知識を能率的に与えることが指導者に要求された。こうした教育環境の変化に伴い個々人のペースで進めていた個別学習がなくなり、集団で一斉に同一教材で子どもたちは学ぶことになった。明治維新は政治制度や社会制度のみならず、学習方法や学習形態の上でも大きな変革期となった。現在の日本の学校に見られる教育の画一化は、ここから始まったのである。

新しくできる小学校と旧来の寺子屋における子どもたちの行動に、大きく異なるものが生じるようになった。小学校でどのような行動をするべき



大阪府編集『小学生徒心得書』明治5年5月発行

かについての基準となるものとして、子どもたちの心得を細かく規定したのが先に述べた師範編の『小学生徒心得』であった。師範編『小学生徒心得』は近代教育史の研究書等に修身や生活指導用教科書の先駆けとして写真入りで扱われ、これをもとにして各府県や個人によって同様の「心得」が以後、多数刊行されたと紹介されている。

今回、本欄で取り上げた大阪府『小学生徒心得書』（以下、「大阪府編」という）は、師範編が発行される一年前の明治5年5月、学制発布の三ヶ月前に発行されており、わが国で初めての『生徒心得』として先駆的著作と言えるものである。「学制」に先駆けて刊行された点は高く評価してよいだろう。しかし、その割に師範編のものほどに研究書に取り上げられていないのは教科書の体裁を欠いているからだけであろうか。

師範編が大阪府編のものを参考にしたという指摘は研究書にはないが、大阪府編に見られる11の条文中8つの内容は、表現は異なるものの師範編にも見ることができ、師範編は大阪府編を参考にしたと考えてよいであろう。ちなみに師範編の『小学生徒心得』は和綴の書籍の体裁であり、大阪府編の『小学生徒心得書』は縦52.2cm、横69cmで比較的大判の一枚刷りである。文末に「自宅ニ掲置猶父兄よりも此旨時々教示」とあって家庭での協力を願っているのは、昔も今も変わらないことがうかがえる。

本資料や寺子屋で使用した天神机は近代・近世教育史のコーナーに展示中。ご高覧を願いたい。（しらやなぎ ひろゆき/玉川大学教育博物館学芸員）